

2011年5月24日 全13頁

# 金融機能強化法、震災特例創設へ

資本市場調査部制度調査課  
吉井 一洋

## 公的資金注入の申請期限延長、要件緩和へ

### [要約]

- 自見金融担当大臣は、2011年5月13日、東日本大震災への対応のため、金融機能強化法の改正法案を国会に提出する方針であることを発表した。
- 同法は地域金融機能強化や中小企業への融資円滑化などを目的に、債務超過ではない金融機関への公的資金による資本注入を、時限的に可能とするものである。金融庁の方針では、その申請期限を5年間（2017年3月31日まで）延長することとしている。
- 震災の影響を受けた金融機関が公的資金の資本注入を受ける場合については、経営責任が問われないことの明確化、収益性・効率性の目標免除、資本注入手法（例えば現行制度では、銀行は所定の株式のみ）の多様化による資本参加コストの引下げなどの特例が設けられる。
- 自ら被災した信用金庫、信用組合、労働金庫については、債務超過であるか否かが明確でない場合であっても、国と信金中金、全信組連、労金連といった中央機関が一体となって、信託受益権等を活用し、資本参加を行うことを可能とする。ただし、農林系の金融機関は、当該措置の対象となっていない。将来合併等の事業再構築を行ってもなお残る損失は減資等で吸収し、返済を求めない。
- 11.6兆円の政府保証枠が残っており、新たな予算措置は想定されていない。

## 1. 金融機能強化法の概要

- ◎金融機能強化法は、公的資金を金融機関の資本に注入することを可能とする、適用期限付の法律である。正式名を、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」という。国の資本参加等によって、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営と地域経済の活性化を図ることで、信用秩序の維持と国民経済の健全な発展を図ることを目的としている。
- ◎2004年に、主として地域金融機能強化に向けた金融機関の取り組みへの支援を目的に導入され、2008年に中小企業への融資等の円滑化を目的に、適用要件の緩和や適用期限の延長が図られた。現行法の適用期限（資本注入の申し込み期限）は2012年3月31日までとされている。
- ◎金融機関に公的資金を資本注入する仕組みとしては、預金保険法102条に定める金融危機対応措置がある。同法第1項では資本増強（第1号）、ペイオフコストを超える資金援助（第2号）、特別危機管理による一時国有化（第3号）を定めている。このうち、第2号の措置は破たん金融機関又は債務超過の

金融機関、第3号の措置は破たんした銀行を対象としている。これに対して第1号は、破たん金融機関・債務超過金融機関以外を対象としている<sup>1</sup>。

- ◎金融機能強化法による資本注入は、破たん金融機関や債務超過の金融機関は対象としていない。その点は、預金保険法第102条の第1号措置と同じである。ただし、預金保険法第102条の措置は、金融危機の未然防止を目的としており、対象金融機関ごとに金融危機対応会議の決議を経る必要がある。金融機能強化法の方がよりフレキシブルに対応できるということであろう。
- ◎なお、公的資金の資本注入は、預金保険機構（実際には預金保険機構の委託を受けた協定銀行）が行う。
- ◎金融機能強化法による資本注入としては、大きく次の3つの方法がある。

**図表1 金融機能強化法による資本注入手法**

<p>①金融機関自体のための資本注入（銀行持株会社経由のものも含む）</p> <p>i. 合併などの組織再編※を行う場合と ii. 行わない場合について規定されている。</p>
<p>②協同組織中央金融機関が傘下の協同組織金融機関に対する資本増強の支援として保有することとなる優先出資等の信託受益権等の預金保険機構による買取</p> <p>i. 合併などの組織再編※を行う場合と ii. 行わない場合について規定されている。</p>
<p>③協同組織金融機関全体で提供している金融機能の発揮の促進を目的として、中央機関に対する資本注入（傘下の協同組織金融機関の資本支援に活用することもできる）</p>

※合併、株式交換、株式移転、会社分割、会社分割による事業の承継、事業の全部又は一部の譲渡・譲受け、他の金融機関等への株式の交付（子会社になる場合）、他の金融機関等からの交付による株式の取得（子会社とする場合）で、金融機関等を当事者とするもの

（出所）金融機能強化法等に基づき、大和総研資本市場調査部制度調査課作成

- ◎③の措置は、信金中金、全信組連、労金連、農林中金といった協同組織中央金融機関等が、傘下の協同組織金融機関などの優先出資等を引き受ける前に、これら協同組織中央金融機関等に予め公的資金を注入するというスキームである。傘下の協同組織金融機関の優先出資等を引き受けた場合、当該優先出資等は預金保険機構には移転せず、協同組織中央金融機関等が保有し続ける。
- ◎資本注入の対象金融機関と、その手法は図表2のとおりである。

<sup>1</sup>農業協同組合（及び連合会）、漁業協同組合（及び連合会）、水産加工業協同組合（及び連合会）、農林中央金庫に対しては、農水産業協同組合貯蓄保険法により、預金保険法102条の第1号措置、第2号措置と同様の措置が設けられている。

図表 2 金融機能強化法による資本注入の対象金融機関と資本注入手段

ケース	対象金融機関	資本注入手段
①金融機関自体のための資本注入	銀行、銀行持株会社	議決権を有しない株式（普通株式 <sup>※1</sup> への転換権付の優先株式）
	自己資本比率が基準値未満の場合	普通株式 <sup>※1</sup> によることもできる。
	信用金庫、信用組合、労働金庫、信用金庫連合会、信用組合連合会、信金中金、全信組連、労金連、農林中金、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会	◇優先出資（優先出資法 <sup>※2</sup> に基づくもの、以下同じ） ◇劣後ローン（無担保で契約期間が5年超 <sup>※3</sup> のもの、以下同じ） ※劣後特約付社債（無担保で満期が5年超 <sup>※4</sup> のもの、以下同じ）も資本注入手段として規定されているが、会社でないため社債発行は不可
②協同組織中央金融機関が傘下の協同組織金融機関に対する資本増強の支援として保有することとなる優先出資等の信託受益権等についての預金保険機構による買取	信金中金・全信組連・労金連	◇取得優先出資等のみを裏付けとする信託受益権、資産流動化法 <sup>※5</sup> 上の優先出資・特定社債 ◇取得優先出資等とは、協同組織中央金融機関が、傘下の協同組織金融機関が発行する優先出資を引受け又は劣後ローンを実施した場合の優先出資又は劣後ローンをいう。 要件：取得優先出資等に係る他の信託受益権、資産流動化法 <sup>※5</sup> 上の優先出資・特定社債よりも金銭の分配・償還については優先し、他の事項については劣後せず、協定銀行が処分・償還を受けるまでは協同組織中央金融機関が他の信託受益権、資産流動化法 <sup>※5</sup> 上の優先出資・特定社債を保有する。
③協同組織金融機関全体で提供している金融機能の発揮の促進を目的として、中央機関（協同組織中央金融機関等）に対する資本注入	信金中金、全信組連、労金連、農林中金	◇優先出資 ◇劣後ローン

※1 議決権の制限の無い株式

※2 協同組織金融機関の優先出資に関する法律

※3 元本の返済が行われない期間が契約時から5年超

※4 償還が行われない期間が発行時から5年超

※5 資産の流動化に関する法律

(出所) 金融機能強化法等に基づき、大和総研資本市場調査部制度調査課作成

## 2. 改正の方向性

◎2011年5月13日の「金融担当大臣談話—東日本大震災を受けた金融機能の確保について—」では、震災により、今後、金融機関に様々な影響が生じうることを踏まえ、

(i) 地域における面的な金融機能を維持強化するとともに、

(ii) 預金者に安心していただける、

万全の枠組みを設けることが適切と考え、金融機能強化法の改正法案を国会に提出することとしている。

◎改正の方向性の概略は下記のとおりである。

### (1) 申請期限

○国の資本参加の申請期限、即ち公的資金の資本注入の申込期限を、5年間（2017年3月31日まで）延長する。これは被災金融機関に限らず、全ての金融機関を対象とする。

### (2) 震災の影響を受けた金融機関（銀行、協同組織金融機関等）への措置

○震災の影響を受けた金融機関が対象となる。「震災の影響を受けた」の定義は、現段階では不明であるが、被災地に所在することを必ずしも求めてはいない。

○震災の影響を受けた金融機関が国の資本参加を受ける場合に、下記の特例を設けることとしている。

(i) 経営責任が問われないことを明確化する。

(ii) 収益性・効率性等の向上の具体的な目標を定めない。

(iii) 国の資本参加のコストを、平時に求められる水準よりも引き下げる。

#### (i) について

○制定時の金融機能強化法では、経営強化計画の数値目標未達成の場合（一定の特定組織再編成の場合を除く）や自己資本比率が基準値未満の場合に、代表権のある役員の実任を求めていたが、2008年の改正により、法律上これらを一律には求めないこととした。

ただし、自己資本比率が基準値未満の場合、従前の経営に関する分析をした結果、経営者の責めに帰すべき事由により自己資本比率の基準未達となったと認められる場合は、経営責任の明確化を含めた経営管理に係る達成の抜本的な改善を図るための方策を、公的資金注入の申請に当たり提出が求められる経営健全化計画に記述することとされている。

震災の影響を受けた金融機関が国の資本参加を受ける場合については、上記も含めた経営責任は問われないことが明文化される模様である。

#### (ii) について

○収益性に関してはコア業務純益又はコア業務ROAの上昇、効率性に関しては、業務粗利益経費率の低下が求められているが震災の影響を受けた金融機関が国の資本参加を受ける場合については、このような目標値は設定されないことになる。

## (iii) について

- 資本注入のコスト削減のため、例えば、銀行・銀行持株会社の場合は、優先株の条件の緩和や劣後ローン・劣後債の導入など、資本注入手段の多様化を図ることなどが考えられる。
- 銀行及び(3)に該当しない協同組織金融機関などについては、破たん金融機関や債務超過である場合は、金融機能強化法に基づく公的資金による資本注入を適用できない。債務超過であるか否かが不明確な場合も、適用できないものと思われる。ただし、3月31日に金融庁から、「平成23年(2011年)東北太平洋沖地震にかかる災害等を踏まえた検査・監督・規制上の対応について」が公表されており、金融検査マニュアル及び監督指針の緩和措置が導入されている。これらに従った結果、債務超過でなければ、適用対象からは除外されないものと思われる。

金融検査マニュアルでは、「本社や主な生産拠点が被災地に所在する債務者など、震災により連絡が一時的に取れないこと等から、金融機関が実態把握を行うことが一時的に困難となっている債務者」を対象として、自己査定や担保評価を、震災までに把握していた情報に基づいて行うことを可能とする特例措置を導入している。

「・震災の影響について、金融機関は、金融機関及び債務者の被害状況並びに担保物件・保証人の状況等の実態を、合理的に判断できる範囲内で、可能な限り自己査定に反映させる。その上で、これが困難な資産は以下の方法によることも妨げないこととする。

- ①実態把握が困難な債務者への貸出金等はそれまでに把握している情報により査定し、その旨を「注記」。
- ②再評価・実査が困難な担保物件はそれまでに把握している担保評価で査定し、その旨を「注記」

さらに、「被災地に限らず、震災の影響を受けている債務者」を対象として、債務者区分の引下げや貸倒引当金の追加計上を免除する措置を設けている。

- 「①震災の影響による計画停電や原材料の調達難などから財務状況等が一時的に悪化している債務者
  - ・震災による赤字・延滞を「一過性」のものとして判断できる場合には債務者区分の引き下げを行わなくてもよいことを明確化
- ②その他
  - ・貸倒引当金の貸倒実績率等の算定に当たっては、今般の震災の影響による貸倒等の実際は異常値として、震災の影響がない貸出金の貸倒実績率等に算入しなくてもよいことを明確化

参照 <http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110331-1/01.pdf>

## (3) 協同組織金融機関への措置

- 協同組織金融機関に対しては、「限定された営業地域を基盤とし、人的に結合した会員組織である一方、中央機関が一定の指導的役割を担っている特性があること」から、次のような特例を設けることとしている。
  - (i)自ら被災し、又は被災者への貸付を相当程度有しているなど、今後の財務状況の見通しが必ずしもつきにくい協同組織金融機関であっても、国と中央機関が一体となって資本参加を行う。
  - (ii)中央機関は、被災金融機関の経営を指導する役割を担う。
  - (iii)将来の事業再構築に伴い繰越損失の処理が必要となった場合は、預金保険の資金等を活用し、参加資

本を整理することを可能とする。

- この措置は、図表 1 及び図表 2 の②の方法による資本注入、即ち、信金中金、全信組連、労金連が、傘下の協同組織金融機関が発行する優先出資法上の優先出資を引受け又は劣後ローンを実施し、これを裏付けとした信託受益権、資産流動化法上の優先出資・特定社債を機関に買い取ってもらう方式を念頭に置いている模様である。
- 当該措置は、農林中央金庫や農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合は対象外である。被災地域の産業を考えると、農林系の金融機関が対象から除外されているのは奇異に思えるが、この点については、農林水産省が対応を検討している模様である<sup>2</sup>。
- 営業地域が被災地域である協同組織金融機関の場合、資産の自己査定や担保への震災の影響を合理的に判断できる範囲は限定されており、震災の影響を加味した場合に債務超過になるか否かの判断が困難な場合が考えられる。(i)、(ii)は、そのような場合でも、信金中金、全信組連、労金連といった中央機関が経営指導を行うことを条件に、これら中央機関を通じて公的資金を資本注入できるようにする趣旨であると思われる<sup>3</sup>。
- (iii)は、資金注入先の協同組織金融機関について、合併や事業譲渡等の事業再構築を行っても、まだ繰越損失が残る場合に、これを減資等によって吸収する(公的資金の返済免除する)ことを想定している模様である。

#### (4) 財源 (公的資金枠)

- ◎資本注入等を行う預金保険機構の資金調達に対して、金融機能強化法が改正された 2008 年度の予算では、12 兆円の政府保証枠が確保されている。現在まで、このうち 4,000 億円弱程度しか使われていないことから、残りの政府保証枠の 11.6 兆円を用いることが想定されている。追加の予算措置は想定されていない模様である。

<sup>2</sup> 5月12日の篠原農林水産副大臣の記者会見で、金融機能強化法の改正の動きについて、「我々も同じスキームを考えていかなければならないと思っております。ただ、どうやっていくかというのは、関係省庁、金融庁とも相談している状況です。で、今国会に提出してやらないと間に合いませんので、同じことを考えていくつもりです」

[http://www.maff.go.jp/j/press-conf/v\\_min/110512.html](http://www.maff.go.jp/j/press-conf/v_min/110512.html)

<sup>3</sup> 自見大臣の5月13日記者会見「この措置は、東日本大震災の影響により、将来の財務状況の見通しが必ずしもつきにくい協同組織金融機関が、これは信金・信組ともに、中央機関がありますが、中央機関との間での経営指導契約を結び、国と中央機関が一体となって資本参加を行えることとするものであります」

<http://www.fsa.go.jp/common/conference/minister/2011a/20110513-1.html>

図表 3 金融機能強化法と改正の方向性

	現行法	改正の方向性
<b>資本注入等の対象金融機関</b>		
①金融機関自体のための資本注入の場合（銀行持株会社経由のものも含む）	<p>◇銀行、銀行持株会社、信用金庫、信用組合、労働金庫、信用金庫連合会、信用組合連合会、信金中金、全信組連、労金連、農林中金、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会</p> <p>◇破たん金融機関、経営困難農水産業協同組合や債務超過である場合は適用できない。</p> <p>【法 2 条 1 項、3 条、5 条、15 条、17 条等】</p>	
②協同組織中央金融機関が傘下の協同組織金融機関に対する資本増強の支援として保有することとなる優先出資等の信託受益権等の預金保険機構による買取	<p>◇信金中金・全信組連・労金連 （「協同組織中央金融機関」）</p> <p>◇破たん金融機関や債務超過の金融機関に対する資本増強支援には適用できない。</p> <p>【法 2 条 1 項・7 項・8 項、25 条、27 条等】</p>	
③協同組織金融機関全体で提供している金融機能の発揮の促進を目的として、中央機関（協同組織中央金融機関等）に対する資本注入  ※傘下の協同組織金融機関（農協等を含む）の資本支援に活用できるとともに、中央機関の健全性の強化にも活用できる。	<p>◇信金中金、全信組連、労金連、農林中金 （「協同組織中央金融機関等」）</p> <p>◇協同組織中央金融機関等が破たん金融機関や債務超過である場合には適用できない。</p> <p>【法 2 条 1 項・7 項・8 項、34 条の 2、34 条の 4】</p> <p>◇中央機関経由で資本注入した協同組織金融機関の名称は公表される</p> <p>【法 2 条 1 項・7 項・8 項、34 条の 2、34 条の 4、法 34 条の 8 第 2 項等】</p>	
<b>資本注入手段</b>		
①金融機関自体のための資本注入の場合（銀行持株会社経由のものも含む）	◇金融機関が銀行・銀行持株会社である場合は、議決権を有しない株式（普通株式への転換権付の優先株式）	震災の影響を受けた金融機関への資本注入に対しては、資本参加のコストを、平時に求められる水準より

	<p>ただし、自己資本比率が基準値未満の場合は、普通株式も可能</p> <p>◇上記以外の場合は、無担保で満期・契約期間 5 年超の劣後特約付社債※、劣後ローン、優先出資（優先出資法に基づくもの）が可能</p> <p>※協同組織金融機関等の場合は、会社でないため発行は不可</p> <p>【法 5 条 2 項、17 条 2 項、府令 13 条、44 条、5 条、15 条、17 条等】</p>	<p>も引き下げる。</p> <p>⇒資本注入手段の多様化</p>
<p><b>②協同組織中央金融機関が傘下の協同組織金融機関に対する資本増強の支援として保有することとなる優先出資等の信託受益権等についての買取</b></p>	<p>◇取得優先出資等のみを裏付けとする信託受益権、資産流動化法<sup>*5</sup>上の優先出資・特定社債</p> <p>◇取得優先出資等とは、協同組織中央金融機関が、傘下の協同組織金融機関が発行する優先出資を引受け又は劣後ローンを実施した場合の優先出資又は劣後ローンをいう。</p> <p>要件：取得優先出資等に係る他の信託受益権、資産流動化法上の優先出資・特定社債よりも金銭の分配・償還については優先し、他の事項については劣後せず、協定銀行が処分・償還を受けるまでは協同組織中央金融機関が他の信託受益権、資産流動化法上の優先出資・特定社債を保有する。</p> <p>【法 25 条 1 項、政令 25 条】</p>	<p>自ら被災し、被災者への貸付を相当程度有している協同組織金融機関に対して、国と協同組織中央金融機関が一体となって資本参加を行う。</p> <p>◇協同組織中央金融機関は、被災した協同組織金融機関の経営を指導する。</p> <p>◇資本参加コストを、平時に求められる水準よりも引き下げる。</p> <p>⇒資本注入手段の多様化</p>
<p><b>③協同組織金融機関全体で提供している金融機能の発揮の促進を目的として、中央機関（協同組織中央金融機関等）に対する資本注入</b></p>	<p>◇優先出資（優先出資法に基づくもの）</p> <p>◇無担保で契約期間が 5 年超の劣後ローン</p> <p>【法 34 条の 2】</p>	<p>震災への対応なし？</p>
<p><b>経営強化計画に定めるべき事項</b></p> <p>【法 4 条 1 項、16 条 1 項】</p>		
<p><b>①金融機関自体のための資本注入の場合（銀行持株会社経由のものも含む）</b></p>	<p>経営強化計画は、支援の対象となる金融機関等が預金保険機構（以下「機構」という）を通じて主務大臣に提出</p>	
<p><b>実施期間</b></p> <p>【法 4 条 1 項 1 号、16 条 1 項 1 号】</p>	<p>3 年以内（事業年度終了日を終期）</p>	<p>震災の影響を受けた金融機関に資本注入する場合について検討中</p>
<p><b>収益性・効率性等の達成目標</b></p> <p>【法 4 条 1 項 2 号、16 条 1 項 2 号】</p>	<p>収益性：コア業務純益 又は コア業務純益 ROA</p>	<p>震災の影響を受けた金融機関に資本注入する場合は免</p>

	<p>効率性：業務粗利益経費率 【府令4条、33条】 目標達成のための方策も記述 【法4条1項3号、16条1項4号】</p>	除
合併等の内容及び実施時期	合併等を行う場合 【法16条1項3号】	
<p>従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項 【法4条4項、16条1項5号】</p> <p>自己資本比率が基準値未満の場合の経営責任</p>	<p>業務執行監査・監査体制強化、リスク管理（不良債権管理も含む）体制強化、法令遵守の体制強化、経営に対する評価の客観性確保、情報開示充実、計画実施子会社に対する責任ある経営管理体制確立（銀行持株会社） 【法4条4項、16条1項5号イ、府令5条、34条】</p> <p>自己資本比率が基準値（国際基準適用金融機関は8%以上、国内基準適用金融機関は4%以上）未満の金融機関の場合は、従前の経営に関する分析結果と経営管理体制の改善のための方策。分析結果により、経営者の責めに帰すべき事由により自己資本比率の基準未達となったと認められる場合は、<b>経営責任の明確化</b>を含めた経営管理に係る達成の抜本的な改善を図るための方策を含む。 【府令5条6号、34条】</p>	震災の影響を受けた金融機関の場合は、経営責任を問われないことを明文化
中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策	<p>2008年の改正で「中小規模の事業者に対する」が盛り込まれた。 【法4条1項7号、16条1項5号ロ】</p>	
株式等の引受額、内容、実施時期（銀行持株会社）	【法4条1項8号、9号、16条1項5号ハ、ニ】	
<p>その他 【法4条1項10号、16条1項6号、施行令4条、13条】</p>	<p>剰余金の処分、財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策 合併等の場合は、さらに、経営強化計画の実施に伴う労務に関する事項、業務を行っている地域の信用供与の実施に関する事項</p>	
<p>2008年改正で削除された項目 経営強化計画の数値目標未達成の場合の経営責任（特定組織再編成※2のうち一定のものを除く）</p>	<p>当初は、代表権のある役員の前退任を条件としていたが、2008年の改正により、法律上一律に求めないこととされた。 【旧法4条1項5号、16条1項5号等】</p>	震災の影響を受けた金融機関の場合は、経営責任を問われないことを明文化

<p>自己資本比率が基準値未満の場合の 経営責任及び株主責任</p>	<p>◇当初は、資本注入等までに代表権のある役員が退任し、かつ、配当の額の抑制をすることとしていたが、2008年の改正により、法律上一律に求めないこととされた。</p> <p>【旧法4条1項6号、16条1項5号等】</p> <p>◇ただし、従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項を参照</p>	
<p>②協同組織中央金融機関が傘下の協同組織金融機関に対する資本増強の支援として保有することとなる優先出資等の信託受益権等についての買取</p> <p>自己資本比率が基準値未満の場合の 経営責任</p>	<p>◇協同組織中央金融機関は、①に準じた経営強化計画を、支援の対象となる協同組織金融機関に提出させ、機構を經由して主務大臣に提出</p> <p>【法25条、27条1項、施行令26条、27条】</p> <p>◇協同組織中央金融機関は、経営強化計画を実施するために対象協同組織金融機関に対して行う指導内容等を記載した経営強化指導計画を、機構を通じて主務大臣に提出</p> <p>【法27条2項など】</p> <p>◇法律上一律には求めないこととされているが、自己資本比率が基準値未達の協同組織金融機関の場合は、従前の経営に関する分析結果と経営管理体制の改善のための方策を経営強化計画に記載。分析結果により、経営者の責めに帰すべき事由により自己資本比率の基準未達となったと認められる場合は、<b>経営責任の明確化</b>を含めた経営管理に係る達成の抜本的な改善を図るための方策を記載。</p> <p>【法25条、法4条1項4号、16条1項5号イ、府令5条1項6号、34条】</p>	<p>自ら被災し、被災者への貸付を相当程度有している協同組織金融機関に対して、国と協同組織中央金融機関が一体となって資本参加を行う場合</p> <p>◇収益性・効率性向上の具体的な目標を求めない。</p> <p>◇中央機関は被災金融機関の経営を指導する役割を担う。</p> <p>◇経営責任を問われないことを明文化</p>
<p>③協同組織金融機関全体で提供している金融機能の発揮の促進を目的として、中央機関（協同組織中央金融機関等）に対する資本注入</p>	<p>◇協同組織中央金融機関等が、以下を記載した協同組織金融機能強化方針を、機構を通じて、主務大臣に提出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収益性及び業務の効率向上の方策（目標とする指標も記述）</li> <li>・中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策</li> </ul>	<p>震災への対応なし？</p>

<p><b>自己資本比率が基準値未満の場合の経営責任</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協同組織中央金融機関等が協同組織金融機関に対して行う経営指導方針</li> <li>・ 注入資金を有効活用するための体制</li> <li>・ 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項</li> <li>・ 剰余金の処分の方針、財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営のための方策（農林中央金庫の場合は、資金が信用事業のみに充てられることを確保するための体制に関する事項も記載）</li> </ul> <p>◇ 法律上一律には求めないこととされているが、自己資本比率が基準値未達の場合は、上述した「従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項」として、分析結果と経営管理体制の改善のための方策も記載。分析結果により、経営者の責めに帰すべき事由により自己資本比率の基準未達となったと認められる場合は、<b>経営責任の明確化</b>を含めた経営管理に係る達成の抜本的な改善を図るための方策も記載する。</p> <p>【法 34 条の 3 1 項 5 号、府令 95 条、5 条 6 号】</p> <p>◇ 優先出資（優先出資法に基づく）の引受額と内容を記載した書面も提出</p> <p>【法 34 条の 3 1 項】</p>	
<p><b>審査の要件（資本注入等の条件）</b></p> <p><b>①金融機関自体のための資本注入の場合（銀行持株会社経由のものも含む）</b></p> <p>【法 5 条 1 項、17 条 1 項】</p>	<p>◇ 経営強化計画の収益性・効率性の指標が省令の基準に該当し、その目標達成が見込まれること</p> <p>収益性：コア業務純益 又は コア業務純益ROA</p> <p>※上記の指標のいずれかの上昇</p> <p>効率性：業務粗利益経費率</p> <p>※上記の指標の低下</p> <p>【法 5 条 1 項 1 号・2 号、17 条 1 項 1 号・2 号、府令 10 条、41 条】</p> <p>◇ 主として業務を行っている地域の中小事業者への金融の円滑化が見込まれること その他当該地域経済活性化のために適切なものであること</p> <p>◇ 経営強化計画の円滑かつ確実な実施が見</p>	<p>震災の影響を受けた金融機関に資本注入する場合は、収益性・効率性の具体的な目標の達成を求めない。</p>

	<p>込まれること</p> <p>◇自己資本比率が基準値未達の場合や協同組織金融機関の場合は、主として業務を行っている地域の経済に不可欠であること（当初は自力による増資を求める項目があったが、2008年の改正で削除）</p> <p>◇株式等の引受け等が経営強化計画の実施のために必要な範囲であること</p> <p>◇処分、償還、返済が困難（次のいずれかの場合）でないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協定銀行が株式等・劣後ローンの譲渡その他の処分を円滑に実施できる見込みが無いこと</li> <li>・株式等の処分等（剰余金による株式の取得・優先出資の消却）、償還、返済の財源をおおむね15年以内に確保できる見込みが無いこと</li> </ul> <p>【施行令7条、16条】</p> <p>◇適切に資産の査定がされていること</p> <p>◇合併等の場合は、所要自己資本比率未達の金融機関同士の合併等は不可 など</p> <p>【法17条1項5号ハ等】</p>	
<p>一定の特定組織再編成※2 でない場合の追加的な条件</p>	<p>当初は、産業活力再生特別措置法の事業再構築や資本金の最大限の増加といった措置が講じられていることを求めていたが、2008年の改正で削除された。</p>	
<p>②協同組織中央金融機関が傘下の協同組織金融機関に対する資本増強の支援として保有することとなる優先出資等の信託受益権等についての預金保険機構による買取</p> <p>【法28条】</p>	<p>◇①に準じた要件（自己資本比率が基準値未達の場合の要件、資産の査定の要件以外）</p> <p>◇処分、償還、返済が困難（次のいずれかの場合）でないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協定銀行が、信託受益権等の譲渡その他の処分を円滑に実施できる見込みが無いこと</li> <li>・信託受益権等に係る取得優先出資等の処分、剰余金による消却、返済を受けることが困難であると認められること</li> </ul> <p>【法28条1項5号、施行令30条】</p> <p>◇協同組織中央金融機関が提出した経営強</p>	<p>◇自ら被災し、被災者への貸付を相当程度有している協同組織金融機関に対して、国と協同組織中央金融機関が一体となって資本参加を行う場合は、収益性・効率性の具体的な目標の達成を求めない。</p> <p>◇資金注入先の被災協同組織金融機関について、合併や事業譲渡等の事業再構築を行っても、まだ繰越損失が残る場合に、これを減資等によって吸収</p>

	<p>化指導計画が、対象協同組織金融機関の経営強化計画の実施に資するものであり、円滑かつ確実な実施が見込まれること。</p> <p>【法 28 条 1 項 4 号】</p>	<p>する（公的資金の返済免除する）ことを想定している模様である。</p>
<p><b>③協同組織金融機関全体で提供している金融機能の発揮の促進を目的として、中央機関（協同組織中央金融機関等）に対する資本注入</b></p> <p>【法 34 条の 4】</p>	<p>◇協同組織金融機能強化方針が協同組織金融関係機関による金融機能発揮促進のために適切なものであること</p> <p>◇当該方針に記載された事項が円滑かつ確実に実施されると見込まれること</p> <p>◇優先出資・劣後ローンの引受けが、当該方針の内容及び協同組織金融機関の自己資本の充実状況に照らすし適切な範囲であること</p> <p>◇処分、償還、返済が困難（次のいずれかの場合）でないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協定銀行が優先出資・劣後ローンの譲渡その他の処分を円滑に実施できる見込みが無いこと</li> <li>・優先出資の剰余金による消却、償還、返済の財源をおおむね 15 年以内に確保できる見込みが無いこと</li> </ul> <p>【法 34 条の 4 1 項 5 号、施行令 30 条の 3】</p> <p>◇協同組織金融機関等により適切に資産の査定がされていること</p>	<p>震災対応はなし？</p>
<p><b>公的資金枠（政府保証枠）</b></p>	<p>12 兆円</p> <p>【法 45 条、平成 20 年度予算等】</p>	<p>◇残高が 11.6 兆円</p> <p>◇追加措置の予定は無し。</p>
<p><b>適用期限</b></p>	<p>2012 年 3 月 31 日の申し込みまで</p>	<p>2017 年 3 月 31 日の申し込みまで</p>

(※1) 法律等の略称は次のように表示した。

「法」 = 「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」

「施行令」 = 「金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令」

「府令」 = 「金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令」

(※2) 合併、事業の全部を承継させる会社分割、会社分割による事業の全部の承継又は事業の全部の譲渡若しくは譲受けを指す。

(出所) 金融機能強化法等に基づき、大和総研資本市場調査部制度調査課作成